

(別紙3)

「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務 企画提案コンペ選定要領

(目的)

第1条 この要領は、「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務を委託する者の決定にあたり、企画提案コンペにより提案のあった企画提案資料の選定方法について、定めるものである。

(選定業務)

第2条 企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、以下の各項により選定業務を行う。

- 2 提出された各企画提案資料について、別紙「適否表」に基づき適否判定を行う。
- 3 前項の適否判定において「適」とされたものにあつては、更に別紙「選定表」により最優秀提案を決定する。

(適否評価及び選定)

第3条 前条にいう各基準の評価(配点)については、以下の各項により行う。

- 2 適否評価は「適・否」2段階の絶対評価で行い、以下の各号により行う。
 - (1) 「適」とは、基準に示す各項目について、それぞれ委託目的及び条件等に照らし合わせ、合致する内容を備えているものをいう。
 - (2) 「否」とは、(1)でないものをいうが、具体的には次号による。
 - (3) 出席委員の判定する各項目の「適」「否」の総数を分母とし、「否」の割合が4分の1を超えるもの又は同一項目について出席の過半数以上の委員が「否」の判定をした企画提案については、不適格のものと見なし選定対象から除外する。
 - 3 選定は、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で行い、以下の各号により行う。
 - (1) 基準に示す各項目ごとに採点するが、各項目の配点の方法は次の例示に沿って行う
- (例) 相対評価＝配点方法(各項目)
- 「適」とされた企画提案が、
- ① 4件の場合「4・3・2・1」で配点する。
 - ② 7件の場合「5・4・3・2・1」「2・1」で配点する。
- (2) 採点の総合計点と見積価格を勘案して最優秀提案を決定する。

- (3) ただし、企画提案件数が1件の場合は、各項目について適否評価を実施し、「適」、「否」の総数を分母とし、「適」の割合が60パーセントを超えれば決定とする。
- (4) 委員の協議によって意見の一致をみない場合は、出席委員の採択により決定する。(同数の場合は委員長が決定する。)
- (5) 選定委員会が協議のうえ、必要がある場合は、選定した最優秀提案に対し条件の付与を行うことができる。

(プレゼンテーションの実施)

第4条 プレゼンテーションについては、別紙「プレゼンテーション細目」により行う。

(別紙)

企画提案コンペにかかるプレゼンテーション細目

- 1 日程 平成29年 月 日 ()
- 2 場所
- 3 時間
プレゼンテーション 時 分から
- 4 説明要領
 - (1) 各社3名以内
 - (2) コンピューター（パワーポイント）の使用は各社判断とする。
- (1) 時間配分
原則として1社あたり各30分間（説明20分間、質疑応答10分間）とする。
- 5 主催者
 - (1) 「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務企画提案コンペ
選定委員会
 - (2) 担当 三重県健康福祉部健康づくり課(059-224-2294)